平成２４年（フ）第２６６号
大津市若葉台３番39―105号、前住所大津市北大路３丁目25番25―113号
破産者　金本　孝司
１　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
２　一般調査期日　平成25年６月７日午前11時10分
平成25年３月29日　　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１７号
奈良市神殿町356番地の４
破産者　熊見やすらぎ健康センターことくまみ整骨院こと　熊見　省吾
１　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
２　一般調査期日　平成25年６月26日午前10時
平成25年３月28日　　奈良地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６５９６号
大阪府枚方市招提中町２丁目31番５―102号
破産者　倉田　康則
異議申述期間　平成25年５月16日まで
平成25年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２０号
福岡市博多区板付５丁目４番１号
破産者　株式会社タカシヨウフーズプライニング
異議申述期間　平成25年５月24日まで
平成25年３月25日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０２４号
東京都練馬区上石神井２丁目16番20―601号
清算株式会社　株式会社ＡＢＣドラッグ
代表清算人　引間登志雄
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２号
静岡県浜松市南区米津町1519番地
清算株式会社　大静紙業株式会社
代表清算人　諫山　　勉
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２５年（ヒ）第２号
埼玉県越谷市南荻島832番地
清算株式会社　株式会社花月庵
代表清算人　松田　耕治
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第６９号
静岡県沼津市大岡1562番地の１
再生債務者　株式会社アーバンシティー
主文　平成24年６月20日にした監督命令を取り消す。
平成25年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
神奈川県平塚市八千代町12番29号
再生債務者　株式会社いちご
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年５月29日から平成25年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（再）第１号
山口県美祢市秋芳町秋吉3451番地の１
再生債務者　株式会社秋芳観光ホテル秋芳館
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年６月５日から平成25年６月12日まで
山口地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第５号
千葉県松戸市小根本字打越142番地の３
再生債務者　丸正交通有限会社
１　決議に付する計画案　平成25年３月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年５月16日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年５月８まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月１日
平成25年３月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第７号
茨城県龍ケ崎市野原町78番地
再生債務者　布川交通有限会社
１　決議に付する計画案　平成25年３月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年５月16日午後１時50分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年５月８まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月１日
平成25年３月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
京都市下京区七条通烏丸西入西境町162番地
再生債務者　株式会社マジックハンド治療院
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年３月26日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２２６号
東京都新宿区西新宿７丁目19番18号セードル新宿ハイツ404号
再生債務者　カイ企画株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６９号
静岡県沼津市大岡1562番地の１
再生債務者　株式会社アーバンシティー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１９号
千葉県習志野市屋敷４丁目１番11―805号
再生債務者　市野　晴康
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月30日から平成25年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第１０号
兵庫県尼崎市善法寺町26番１―502号
再生債務者　田中　幹子
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月23日から平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第３４号
千葉県船橋市行田２丁目６番９―307号
再生債務者　加藤　健一
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月１日から平成25年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係